

響灘東地区処分場整備事業の進捗状況について

1 概要

現在稼働している響灘西地区処分場において、廃棄物を受入れる管理型区画が平成33年度、浚渫土砂を受入れる安定型区画が平成34年度にそれぞれ満杯になる見込みであることから、その後継処分場として響灘東地区処分場（約38ha）を整備するものである。

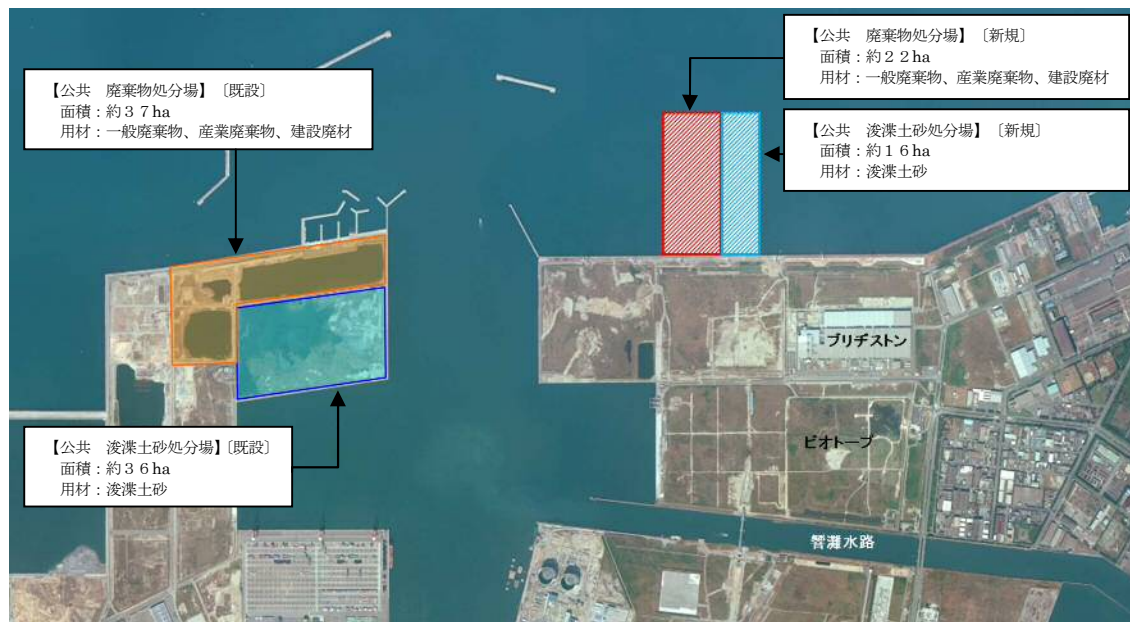


図1 響灘東・西処分場位置図

2 進捗状況

(1) 公共事業評価

- 外部有識者で構成される「公共事業評価に関する検討会議」（平成26年1月9日開催）のすべての構成員から、「本事業は市民生活や産業活動を支える上で必要不可欠であり、事業を実施すべき」という市の評価結果に対して、「異論はない」との意見をいただいた。
- 公共事業評価に関する意見募集(平成26年1月17日～2月7日)を行い、2名から計4件の意見を受けた。意見の内容は「周辺環境への影響の懸念」や、「廃棄物の減量化及び浚渫土砂の有効活用の要望」等であった。
- 本市は、平成26年2月12日に「計画通り実施する」という方針を決定し、今後、事業を実施するにあたっては、地元住民や関係者に対して丁寧な説明を行い、環境面にも十分配慮しながら進めていくこととする。

(2) 環境影響評価

本事業は、埋立面積が25haを超えることから、北九州市環境影響評価条例に基づき手続きを行っている。

すでに、現況調査を終え、周辺環境への影響を予測・評価する「環境影響評価準備書」の作成を進めており、今年度内に取りまとめる。

大気や騒音などの予測・評価の結果については、表1のとおり本事業が周辺環境に与える影響はほとんどないことが分かった。ただし、事業の実施にあたっては、環境配慮事項を定め、埋立用材の受入監視や周辺海域の水質監視を行うなど環境保全に努めることとしている。（予測・評価の結果や環境配慮事項等の詳細は、パンフレット「響灘東地区処分場整備事業 環境影響評価準備書の概要」をご参照のこと。）

表1 環境項目と予測・評価結果（抜粋）

環境項目	選定理由	予測・評価結果
大気	建設機械から排気ガスが発生する為	影響はほとんどない
騒音	建設機械から騒音が発生する為	
振動	建設機械から振動が発生する為	
水質	工事により濁りが発生する為	
悪臭	廃棄物により悪臭が発生する恐れがある為	
生物	工事や埋立地の影響で生息環境が変わる為	

3 平成26年度の取り組み

- 詳細な土質調査を行い、そのデータなどをもとに護岸の実施設計を行う。
- 環境影響評価準備書について、公告・縦覧及び市民意見の募集を行うとともに、地元説明会を開催する。

4月1日予定	公告・縦覧（1ヶ月間）
4月 予定	地元説明会

その後、市民意見や環境影響評価審査会答申（市長意見）を参考にしながら、環境影響評価書の作成を行う。

- 埋立申請の手続きに必要な埋立免許願書の作成を行う。
- 「北九州市の公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づいて漁業補償調査を行う。

（補足）

本事業は、これまでの廃棄物処分場と同様、国の補助制度（港湾環境整備事業の廃棄物埋立護岸等事業費補助）を活用し、本市一般会計予算と国庫支出金により整備を進めていくものである。